

八千代市宅地開発事業等に係る水道施設整備費に関する取扱要領
(令和8年4月1日施行) 改正要旨

○業務フローに合わせた修正や順序変更

業務フローに合わせ、項目の修正や順序変更を行いました。

○施工業者の資格、納期限、端数処理等を明記

施工を認める業者の資格、納期限の目途、端数処理などについて明記しました。

○未普及地域の配水管布設要領細則による工事との様式兼用化

本要領による工事と、未普及地域の配水管布設要領細則による工事（以下「工事店申込」という。）において、類似の様式の兼用化を行いました。

○完成検査時の提出書類を明記

提出書類については工事店申込と同じものを提出するよう明記しました。